平成２１年（フ）第１９４３号
大阪府寝屋川市豊里町36番36号
破産者　株式会社アステック
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８５４号
鹿児島県霧島市国分下井2100番地３、開始決定時の住所大阪府東大阪市出雲井本町５番11―709号
破産者　西村　　誠
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９４１号
大阪府摂津市千里丘東４丁目８番５号
破産者　日開工業有限会社
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１１６号
大阪市平野区喜連２丁目４番32号
破産者　高千穂工業株式会社
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７８号
大阪市北区・大阪市大淀区大淀中３丁目３番６号
破産者　株式会社三宅商店
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３５号
大阪市北区東天満２丁目９番４号
破産者　株式会社アイアイサービス
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４１号
大阪府豊中市稲津町１丁目１番13号
破産者　株式会社店舗システム
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３０８号
大阪市西区靱本町２丁目２番22―302号
破産者　有限会社ニスク
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７号
大阪府東大阪市三島３丁目５番22号
破産者　有限会社エムエス工業
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目６番38号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区日本橋２丁目８番15号
破産者　株式会社長栄館
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１０１２号
大阪府東大阪市小若江２丁目13番24号作花晴子方、開始決定時の住所奈良県桜井市大字大福1096番地
破産者　中傳　泰三
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
島根県出雲市白枝町392番地２
破産者　化粧品店三井こと　三井　静美
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２００３号
広島市南区大須賀町15番８―806号
破産者　株式会社オフィスハヤシ
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２０１０４号
東京都新宿区新宿２丁目９番23号
破産者　株式会社シネハウス
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４５号
東京都小平市回田町264番地の25
破産者　有限会社八百屋いづみ屋
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６４６号
東京都小平市回田町264番地の25
破産者　泉　ミユキ
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９７９号
東京都東村山市萩山町２丁目６番地10
破産者　株式会社吉川建設工業
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８０号
東京都東村山市萩山町２丁目６番地10
破産者　吉川　昌守
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４６０号
愛知県一宮市大和町毛受字西屋敷88番地
破産者　株式会社松幹
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８７２６号
大阪府茨木市春日４丁目６番17号
破産者　被相続人亡竹内東洋相続財産
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１２１号
福島県石川郡石川町大字中田字雁万田19番地
破産者　戸賀　嘉治
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１１０６号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸１丁目６番20号、破産開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原919番地
破産者　渡邉壯太郎
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係